

公印省略

20大健推第3291号

平成21年3月2日

小郡三井医師会長 様

大刀洗町長 安 丸 国 勝
(健康福祉課)

大刀洗町老人ホーム入所判定委員会の委員の推薦について（依頼）

大刀洗町の行政について、日頃よりご協力をたまわり感謝申し上げます。

さて、大刀洗町では、老人福祉法に基づく老人保護措置の老人ホーム入所の判定について、高齢者サービス調整会議で入所判定の検討をしてきましたが、平成21年度4月からは老人ホーム入所判定委員会(委員会規約を添付しております。)で入所判定の検討をすることとなりました。

つきましては、貴機関を代表するこの入所判定委員会の委員を、貴機関内で協議のうえ推薦されますようお願いします。あわせて被推薦者の同意書の提出もお願いします。

推薦書及び同意書は、平成21年3月25日までに、大刀洗町健康福祉課に提出してください。（役員改選や人事異動などの次期ではありますが、現段階での委員予定者で提出され、変更があった場合は変更の報告をしてください。）委員の任期は平成21年4月1日から2年間です。（この期間中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失い、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となります。）

なお、会長及び副会長は、次回の入所判定が必要な委員会で選出をお願いするように考えております。

830-1298

三井郡大刀洗町大字富多 819

大刀洗町健康福祉課

担当：野瀬

電話 0942-77-2266

Fax 0942-77-2205

(別紙 1)

推 薦 書

平成 年 月 日

大刀洗町長 殿

所属機関等名

住 所

代表者職氏名

印

私は、平成 21 年 3 月 2 日付 20 大健推第 3291 号で依頼のあった大刀洗町老人ホーム入所判定委員会の委員に、次の者を推薦します。

1. 被推薦者

所属機関等名

住 所

職氏名

(別紙 2)

承 諾 書

平成 年 月 日

大刀洗町長 殿

所属機関等名

住 所

職・氏名

印

電話

FAX

私は、平成 21 年 3 月 2 日付 20 大健推第 3291 号で依頼のあった大刀洗町老人ホーム入所判定委員会の委員への就任を承諾します。

○大刀洗町老人ホーム入所判定委員会規則

(一年一月一日条例第一号)

(設置)

第1条 養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)への入所措置を適正に行うことを目的として、大刀洗町老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討又は判定を行い、その結果を町長に入所判定結果報告書(様式第1号)により報告する。

- (1) 老人ホームへの入所措置の要否に関すること。
- (2) 老人ホーム入所中の者に係る措置継続の要否に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、老人ホームへの入所措置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小郡三井医師会代表者
- (2) 福岡県久留米保健福祉環境事務所代表者
- (3) 大刀洗町社会福祉協議会代表者
- (4) 大刀洗町民生委員児童委員代表者
- (5) 老人福祉施設代表者
- (6) 大刀洗町地域包括支援センター代表者
- (7) 大刀洗町健康福祉課長
- (8) 大刀洗町保健師

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(回議)

第7条 委員会は、会長が会議を招集する暇がないと認めるとき、その他必要と認めるときは、委員会に付議すべき事案について、回議により判定することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も又同様とする。

(報酬)

第9条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1(第8条関係)

入所判定委員会結果報告書

[別紙参照]